平成２５年（フ）第７１号
熊本県八代郡氷川町宮原334番地　町営久保団地９―33
債務者　佐藤　義雄
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月18日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第７２９号
東京都昭島市拝島町３丁目11番７―505号
債務者　櫻井　恵美
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７１９号
東京都立川市上砂町１丁目５番地の110
債務者　高木　優子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７７０号
東京都三鷹市下連雀７丁目９番８―605号
債務者　大高　順子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６３号
釧路市鶴ケ岱１丁目７番15号　パークサイドＳ―101
債務者　菅野　里美
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３２１号
川崎市幸区南加瀬１丁目３番９号　ワコーレ新川崎204
債務者　倉田美由樹
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
川崎市多摩区菅稲田堤２丁目２番34号　パインファーストＡ105、前住所東京都中野区本町２丁目19番８号　プラザドゥ本町205
債務者　芳賀まゆみ
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
川崎市高津区久地３丁目16番６―1406号　南場方
債務者　堀口さか江
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
川崎市高津区久地３丁目16番６―1406号　南場方
債務者　堀口　　猛
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４０号
川崎市宮前区土橋１丁目10番地23　クイーンズコート宮前平102
債務者　坂井　美久（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６７号
川崎市川崎区浅田１丁目５番11号　柏荘205
債務者　小林　賢治
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６７２号
神奈川県鎌倉市梶原３丁目12番４号　シュティル鎌倉102
債務者　高塚　正行
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６８６号
横浜市中区千歳町１番地５　ライオンズマンション関内第５・304号室
債務者　清水　公道
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６９５号
横浜市鶴見区生麦４丁目10番20―101号
債務者　大迫　和仁
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０４号
横浜市中区山元町１丁目41番地　ミヤハウス102号
債務者　岩崎　智美
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部